

(電 子 文 書)
中国自一第 544 号
中国技保第 489 号
平成25年3月25日

各 運 輸 支 局 長 殿

自 動 車 交 通 部 長

自 動 車 技 術 安 全 部 長

「公共交通機関の運行安全及び利便に関する行政評価・
監視の結果（通知）」を受けた対応について

平成24年12月27日付け中国評第63号により、総務省中国四国管区行政評価局から中国運輸局に対して「公共交通機関の運行安全及び利便に関する行政評価・監視の結果」について、別添のとおり通知があったところである。

法令遵守や輸送の安全確保等にかかる指摘事項については、これまでも機会あるごとに関係事業者への指導を行ってきたところであるが、さらに改善を促す必要があることから、別紙のとおり改善方策を取りまとめたので、遺漏なきよう指導を徹底されたい。

なお、本件については、別添のとおり各県バス協会へ通知済みであることを了知するとともに、乗合バス事業者のうち、各県バス協会非加入事業者については貴支局から通知されたい。

中国自一第 544 号

中国技保第 489 号

平成25年3月25日

各 県 バ ス 協 会 会 長 殿

中国運輸局自動車交通部長

中国運輸局自動車技術安全部長

「公共交通機関の運行安全及び利便に関する行政評価・
監視の結果（通知）」を受けた対応について

標記については、平成24年8月から12月にかけて総務省中国四国管区行政評価局が実施した「公共交通機関の運行安全及び利便に関する行政評価・監視」において、一般乗合旅客自動車運送事業者に対する運行安全及び利便の確保状況等について事業者訪問調査が実施され、当局に対して法令遵守や輸送の安全確保等について指摘があったところです。

これらの指摘に関して、当局においては各種研修会等の機会をとらえて関係事業者に対し指導を実施していく所存ですが、貴協会におかれましても別紙をご参照の上、傘下会員に対し、関係法令等の遵守について改めて周知いただきますようお願いいたします。

「路線バスの運行安全及び利便確保に係る行政評価・監視の結果
(通知)」を受けた乗合バス事業者への指導について

1. バス事業者における運行安全の確保状況

(1) 制限速度の遵守

バスの安全な運行に際し、制限速度の遵守は最重要項目であるが、この度の「路線バスの運行安全及び利便確保に係る行政評価・監視の結果(通知)」(以下「行政評価の結果通知」という。)において、高速道路上での乗合バスの運行速度について、最高速度制限を超えて走行している実態が指摘された。

この指摘を受け、中国運輸局においても関係事業者へのヒアリング及び添乗調査を行ったところ、同様に恒常的な速度超過、運行ダイヤの遅れ及び運転者への指導不足等が確認されたところである。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 運転者に対する最高速度厳守の指導教育を再度徹底するとともに、恒常的にダイヤの遅れが発生している路線にあつては、適宜適切な運行ダイヤの見直しを行うこと。
- ② 運行ダイヤの基本となる運転基準図を見直す際は、停留所での客扱い時間及び道路の渋滞等を考慮すること。
- ③ 山口県警や岡山県警等が取り組む、他車の速度を抑制する「ペースメーカー運動」への参加を積極的に進める等、一般ドライバーの模範となる運転を心がけること。

(2) 運行時の安全確保

バスの運行時の安全確保については、従来から機会あるごとに指導してきているところであるが、この度の行政評価の結果通知において、車両の異常・故障発生時の対応のほか、ハンズフリーマイクや運転席に時計が未装備であることについて指摘を受けたところである。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 車両の異常・故障が発生した際には、運行管理者等への報告をはじめ必要な措置を適切に講じること。
- ② ハンズフリーマイクや時計の備え付けについては法令上明確な定めはないが、特に高速乗合バスでは安全な運行に必要な設備と認められることから、装備するよう努めること。

(3) 定期点検整備の励行

定期点検整備については、従来から確実な点検の実施を指示しているところであるが、この度の行政評価の結果通知による指摘を受けて実施した「乗合バス事業による自主点検」(以下「自主点検」という。)の結果では、1ヶ月近く点検時期が遅れた事例があった。点検実施計画では必ずしも前回点検日から3ヶ月以内の実施を求めるものではないが、整備事業者等と調整の上、前回点検実施日から3ヶ月目に近い日を計画日とする等の留

意が必要である。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 適切な点検実施計画の作成及び確実な点検整備の実施に努めること。
- ② 運行中に日常点検実施項目箇所が故障した場合は、点検の実施方法等を見直すなど、車両故障の発生を抑制すること。
- ③ 車両に備え付けが義務付けられている非常信号用具及び消火器については、非常時に確実に使用することが出来るよう、日頃から点検を実施すること。

(4) 運転者の過労防止

この度の行政評価の結果通知では、「旅客自動車運送事業運輸規則第 21 条第 1 項に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に関する基準」（以下「乗務時間等告示」という。）及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善告示基準」という。）の内容が、乗合バス事業者に十分徹底されていないことを指摘されたところであるが、自主点検の結果からも、運行管理者が運転者の拘束時間、運転時間及び休息時間等を把握できる体制が十分に確立されていない事業者が見受けられた。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 運行管理者をはじめとし、運転者の拘束時間等、勤務時間に関する確実な管理ができる体制を構築すること。
- ② 運行管理者に対し、乗務時間等告示及び改善告示基準等の内容について、更なる理解促進を図るための指導を徹底すること。

(5) 従業員に対する指導監督の徹底

事故惹起運行管理者・乗務員に対する講習等の実施について、行政評価の結果通知で指摘のあった事故惹起運転者に対する特別な指導及び適性診断受診の不備に関しては、その原因が事故の発生後又は事業者が自動車事故報告書を運輸支局へ提出した後に被害者の受傷の程度が変わったことによるものであったことを、関係事業者へのヒアリングにより確認したところである。また、事故惹起運行管理者等に対して的確に特別講習の受講案内を行うよう指摘を受けたものについては、事業者が自動車事故報告書を運輸支局へ提出した後に被害者の受傷程度が変更となったにもかかわらず、変更の届出が行われていなかったことが判明した。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図るとともに、事故惹起運行管理者等に対する運行管理者特別講習受講の案内通知にあたっては、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」第 48 条の 4（運行管理者の講習）（3）及び（4）に該当する者については必要な判定審査会を開く等により、通知漏れのないよう留意されたい。

- ① 事故処理担当者と運行管理者の連絡が確実に行われるよう、連絡体制の見直し、再構築を行うこと。
- ② 自動車事故報告書の内容に変更があった場合には、速やかに運輸支局へ連絡すると

ともに変更内容により届出が必要となる場合は確実に届出を行うこと。

(6) 事故報告の励行

自動車事故報告書については、事故の発生から30日以内に提出することとなっているが、行政評価の結果通知で指摘された提出の遅れについては、事故の原因が不明であった、故障原因の究明に時間を要した等の要因があることが関係事業者へのヒアリングにより判明した。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 自動車事故報告書の提出にあたって、状況確認に時間を要するなど、未確定あるいは調査中の項目がある場合には、暫定的に提出期限内に報告を行い、後日、未確定項目の追加報告を確実に行うこと。
- ② 被害者の受傷程度が事故発生時と変更となり、自動車事故報告書の提出が必要になる場合は、事実が判明次第、速やかに自動車事故報告書を提出すること。
- ③ 事故発生時に速報対象事故には該当しないものの、場合によっては該当する恐れがある事故については、24時間以内に出来るだけ速やかに速報を行うよう努めること。

(7) 輸送の安全に関わる情報の公表

旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し国土交通省告示第1089号及び通達「自動車運送事業における運輸安全マネジメント等の実施について」に定める事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとされている。この度の行政評価の結果通知では、この公表状況について、自動車事故報告規則に基づく報告件数が不明なもの、公表された数値に誤りがあるもの、ホームページを開設しているもののホームページに公表していない等について指摘を受けたところである。

自主点検の結果、公表自体を行っていなかった事業者も見受けられたことから、輸送の安全に関わる情報の公表について、別添の事項を参考に確実に公表を行うよう指導と周知徹底を図りたい。

2. 利用者の利便確保対策

この度の行政評価の結果通知では、営業所、停留所及び事業用自動車車内における掲示の不備について指摘があったところである。

自主点検の結果からは、停留所に掲示する時刻表の管理や事業用自動車の車内掲示が不十分である事業者があることが判明した。

については、次の項目についての指導と周知徹底を図りたい。

- ① 営業所、停留所及び事業用自動車車内における掲示状況について、日常的に点検を行い、適切な掲示を行うこと。
- ② 停留所、時刻表については、利用者にわかりやすい表示となるよう努めること。

<参考>

【告示及び通達に基づき輸送の安全に関わる情報として公表すべき事項】

1. 安全管理規程義務付け事業者の方針等の公表事項（200両以上）

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- ④ 安全管理規程
- ⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ⑧ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ⑨ 安全統括管理者に係る情報

2. 安全管理規程義務付け外事業者の方針等の公表事項（200両未満）

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
 - ② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - ③ 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
- ※ ①から③に加え公表することが望ましい事項
- ア. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - イ. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - ウ. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - エ. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

3. 事業者の行政処分情報

旅客自動車運送事業者は、道路運送法第27条第2項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）、第31条又は第40条（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の規定により処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、次に掲げる内容を遅滞なく公表し、その期間は、当該行政処分を受けた日から3年間の経過する日までとする。

- ① 当該処分の内容
（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）
- ② 当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容
（改善報告書等）